

むし歯や歯周病の早期発見のため

家族で歯と口の健診を受けましょう



町では、むし歯や歯周病の早期発見のため、歯科健診を実施します。ぜひ、この機会にお口の中の健康状態をチェックしてみましょう。

なお、歯科健診を受診された18歳から79歳までの方は、40名限定で、骨密度測定も併せて受診できます。

【日時】 6月22日（日）

①午前の部：午前9時～11時40分

②午後の部：午後1時～3時

【定員】 ①50人、②30人

【場所】 はぐくみの森 2階

【費用】 無料

【対象】 町内在住の方

【内容】 歯科医師による口腔内診査・歯ブラシのプレゼント

【申込期限】 6月17日（火）

▶詳しくは、役場みらい健康課（☎33ー0355）までお問い合わせください。

Information 紀南地域母子保健医療推進協議会 / 熊野保健所（歯科医師 石濱）

歯ブラシは大切、でもそれだけではダメ!!

歯ブラシは、歯垢を取り除くことで、むし歯や歯周病を予防します。

磨く際のポイントは、歯の表、裏、噛む面に加え、歯の根元を意識し、歯に対して45°にあて、前後に細かく動かしましょう。また、歯ブラシだけだと歯と歯の間は約60%しか歯垢除去できません。デンタルフロスや歯間ブラシを使用することで約90%の歯垢を取り去ることができます。

むし歯になりやすいのは、奥歯の噛む面の細い溝ですが、ここまで届く道具はありません。そこで、フッ化物配合歯磨剤を利用します。唾液に溶けたフッ化物は溝の奥に届き、歯垢に取り込まれ、歯垢から酸が

出てむし歯を作ろうとすると、フッ化物も出てきてむし歯になるのを防ぎます。

なお、小さい子どもへは、仕上げ磨きが必要ですが、下図のとおり、歯みがき剤の量に気をつけましょう。

歯並びは一人ひとり違うため、デンタルフロス、歯間ブラシは、適切に使わないと歯ぐきに傷をつけてしまいます。自分や子どもへの歯ブラシ、デンタルフロス、歯間ブラシの使い方は、歯科医院で歯科医師や歯科衛生士から教えてもらいましょう。そして、年に何回かは歯科医院を受診し、チェックしてもらいながら、歯の健康を保ちましょう。



※県民だより奈良 2023年7月号「奈良養生訓 vol.154」より抜粋

自転車事故被害の軽減を目的に

自転車用ヘルメット購入費を補助



町では、自転車用ヘルメット着用を促進し、自転車事故被害を少しでも軽減するため、自転車用ヘルメットの購入費の一部を補助します。

【対象となるヘルメット】

安全認証（SG、JCF、CE、GS、CPSC など）を受けた新品のヘルメット

【対象者】 ①～②の要件をすべて満たす方

①町に住民登録があり、町税の滞納者がいない世帯の方

②同一の自転車用ヘルメットに対し他の補助金の交付を受けていない方

【補助額】

購入金額（税込）の1/2（上限2,000円）

※対象者1人につき、1個かつ1回限り

【申請方法】

購入した日の属する年度末までに、領収書等、安全認証が確認できる書類を持参のうえ役場総務課窓口へ申請

【申請期限】 令和8年3月31日（火）

▶詳しくは、役場総務課（☎33ー0333）までお問い合わせください。

Information 役場福祉課

65歳以上の高齢者を対象に

補聴器の購入費用を助成します



町では、聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に対し、コミュニケーションを確保し、認知症や閉じこもりを防ぐため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

【対象者】 ①～④の要件をすべて満たす方

①町内在住の満65歳以上の方

②町税を滞納していない世帯の方

③中等度難聴程度の方

④身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象でない方

【助成内容】

「医療機器認定」を取得した補聴器の本体1台分および付属品の購入費用（上限3万円 / 1回限り）
※補聴器専門店などで購入する場合に限り
※申請前に購入されたものや故障、修理、メンテナンスなどは助成対象外

▶詳しくは、役場福祉課（☎33ー0339）までお問い合わせください。

Information 役場福祉課

戦没者のご遺族のみなさんへ

第12回特別弔慰金が支給されます

国は、令和7年に特別弔慰金支給法を改正し、恩給等の年金給付を受ける方（戦没者の配偶者や父母など）がいない場合、戦没者が死亡した当時のご遺族お一人に第12回特別弔慰金を支給します。

令和2年の第11回特別弔慰金を受給し、現在も町内にお住まいの受け取る資格のある方には、案内を通知します。

【支給額】 27.5万円（5年償還の記名国債で支給）

【対象者】 戦没者が死亡した当時のご遺族1名

【請求期限】 令和10年3月31日（金）

※請求期限を過ぎると弔慰金を受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。

【申請窓口】 役場福祉課

▶詳しくは、役場福祉課（☎33ー0339）までお問い合わせください。